

農業に携わる皆様へ

平成30年7月豪雨災害への
復旧支援策について
(ver.4)

広島県農林水産局
平成30年8月
(令和元年6月改正版)

農地・農業用施設関係

- 1 農地や農道, 水路, ため池等を復旧したい . . . p.1
 - 1-① 多面的機能支払交付金 . . . p.2
 - 1-② 中山間地域等直接支払交付金 . . . p.3
- 2 ため池に異常がある場合どうすればよいか . . . p.4

農作物・農業用機械関係

- 3 鳥獣被害防止柵を復旧(再整備)したい . . . p.5

果樹関係

- 4 樹園地・樹を復旧したい . . . p.6
- 5 かん水施設, モノレール又は園内道等を復旧したい . . . p.7

その他農業関係

- 6 農業経営の再開に向けて, 専門家に相談したい . . . p.8
- 7 農業次世代人材投資資金を利用されている皆様へ . . . p.9
- 8 農地中間管理事業を利用している借受者の皆様へ . . . p.10

問合せ先

- 問合せ先一覧 . . . p.11

(参考)

- 申請等受付を終了した復旧支援策一覧 . . . p.13

1 農地や農道、水路、ため池等を復旧したい

農地（水田・畑・樹園地）が崩落したり、用水源となるため池や堰（頭首工）、用水路やパイプラインが被災した場合に、次の事業を活用することができます。

事業内容等については、次ページ以降を確認してください。

【事業概要】

| 事業名 | 主な要件 | 補助対象 | 補助率等 | 備考 |
|-----------------------|--------------------------|--|------|----|
| 多面的機能支 払交付金 | 既に左記事業 に取り組んで いる地域 | <ul style="list-style-type: none">• 水路や農道の応急措置• 農地に流入した流木や ごみ等の撤去• 機械のリース• 施設の補修• 建設業者への請負 | 定額 | |
| 中山間地域等 直接支払交付 金 | 既に左記事業 に取り組んで いる地域 | 同上 | 定額 | |

【留意事項】

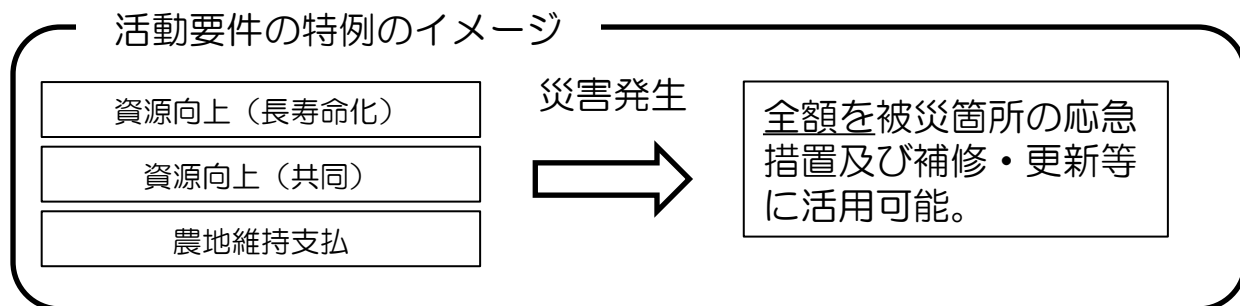
* 1箇所当たりの復旧工事費が40万円に満たない小規模な被災についても、市町単独の事業で支援している場合があります。

1-① 農地や農道、水路、ため池等を復旧したい
(多面的機能支払交付金)

多面的機能支払交付金では、活動計画書に記載した農業用施設を対象として、以下の用途に使用することができます。

- 農地維持支払
 - ・被災を受けた水路や農道の応急措置
 - ・農用地に堆積した土砂や流木、ごみ等の撤去
 - ・活動に必要な機械のリース
- 資源向上支払(共同)、資源向上支払(長寿命化)
 - ・被災した施設の補修
 - ・建設業者への請負や機械のリース

さらに、活動要件の特例を申し出れば、3つの活動の交付金全額を被災箇所の応急措置や補修・更新等に使えるようになります。



【留意事項】

- *あらかじめ、農地のある市町へご相談ください。
- *平成30年度中に活動要件の特例にかかる承認を受けた組織において、特例の延長を行いたい場合は令和2年2月上旬ごろまでに市町へご相談ください。
- *災害復旧事業など他の事業との重複はできません。

| | |
|--------|---------------------------|
| 補助事業制度 | 多面的機能支払交付金 |
| 問合せ先 | 市町，県農林水産事務所（事業所）農村整備（第一）課 |

1-② 農地や農道，水路，ため池等を復旧したい
(中山間地域等直接支払交付金)

中山間地域等直接支払交付金は，協定参加者の話し合いにより，地域の実情に応じた幅広い用途に活用できることとなっているため，農地や農業用施設の復旧に使用することができます。

【活用例】

- 水路や農道の応急措置
- 土砂や流木，ごみ等の撤去
- 機械のリース
- 施設の補修
- 建設業者への請負

【留意事項】

* あらかじめ，農地のある市町へご相談ください。

| | |
|--------|---------------------------|
| 補助事業制度 | 中山間地域等直接支払交付金 |
| 問合せ先 | 市町，県農林水産事務所（事業所）農村整備（第一）課 |

2 ため池に異常がある場合どうすればよいか

大雨時やその後において、ため池へ流れ込む水路や川の水に「急な濁り・量の増減」が発生している状況は、危険な兆候です。

このような異変を見つけたら、ため池には近づかず、すぐに避難して市町へ連絡するようにしてください。

| | |
|--------|---------------------------|
| 補助事業制度 | — |
| 問合せ先 | 市町，県農林水産事務所（事業所）農村整備（第一）課 |

3 鳥獣被害防止柵を復旧（再整備）したい

鳥獣被害防止柵が浸水や土砂流入等により破損し使用できなくなった場合、復旧に必要な経費の一部について、支援を受けることができる場合があります。

【事業概要】

| | |
|-------|---|
| 1 事業名 | 鳥獣被害防止総合対策交付金 |
| 2 対象 | 受益戸数が3戸以上のワイヤーメッシュ柵等 |
| 3 補助率 | ・直営施行の場合は対象資材費の定額（上限単価あり） ・上記以外の場合は1/2以内（上限単価あり） |

【施設の上限単価】

| 獣種等 | 柵の種類 | 直営施行(円/m) | 左記以外(円/m) |
|---------------|------------|-----------|-----------|
| 獣種共通 | 電気柵（一段当たり） | 124 | 324 |
| | ネット柵 | 960 | 2,380 |
| イノシシ | 金網柵 | 1,480 | 3,910 |
| | ワイヤーメッシュ柵 | 960 | 2,380 |
| シカ（イノシシ用を兼ねる） | 金網柵 | 2,150 | 5,430 |
| | ワイヤーメッシュ柵 | 1,430 | 3,570 |

※消費税を除く

【留意事項】

*事業の要望については、まずはお住まいの市町の鳥獣被害対策部署へお問い合わせください。

| | |
|--------|----------------|
| 補助事業制度 | 鳥獣被害防止総合対策交付金等 |
| 問合せ先 | 市町 |

4 樹園地・樹を復旧したい

果樹園において、倒木や枝折れ等の被害が生じた場合、果樹の改植及び未収益期間に対する支援を行います。

【単価等】

| 区分 | 樹種 | 単価 |
|---------------------|-----------------|------------------------------------|
| 改植に必要な苗木代及び樹体の撤去費用等 | みかん等のかんきつ | 23万円/10a |
| | ぶどう、もも、なし等の落葉果樹 | 17万円/10a |
| | かき、なしのジョイント栽培等 | 33万円/10a |
| | その他の果樹 | 1/2以内 |
| 未収益期間に必要な肥料代や農薬代等 | — | 22万円/10a (5.5万円/10a×改植の翌年から4年分) |

※自然災害時の特例措置

- ①被害果樹の同一品種への改植が可能
- ②被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」が可能
(被害を受けた樹体を含めた改植の総面積が農家単位で概ね2a以上)

【留意事項】

- * 支援を要望される場合は、産地協議会事務局（各JA等）もしくは（一社）広島県果実生産出荷安定基金協会（JA広島果実連内）にお問い合わせください。
- * 果樹産地構造改革計画が策定された産地に限りです。

| | |
|--------|-------------|
| 補助事業制度 | 果樹経営支援対策事業 |
| 問合せ先 | JA, JA広島果実連 |

5 かん水施設、モノレール又は園内道等を復旧したい

果樹園のかん水施設等の復旧を支援します。なお、利用形態、規模によって活用できる事業が異なります。

【事業概要】

| 事業名 | かん水施設 | モノレール | 園内道 |
|------------|---|--|--|
| 果樹経営支援対策事業 | 個人利用の場合 用水・かん水施設の 整備 受益面積：概ね10a 以上 補助率 1/2 | 個人利用の場合 園地管理軌道施設の 整備 同種同能力の再整備 は不可 受益面積：概ね10a 以上 補助率1/2 | 個人利用の場合 園内道の整備 受益面積：概ね10a 以上 補助率 1/2 |

【留意事項】

- * 果樹経営支援対策事業を要望される場合は、産地協議会事務局（各JA）もしくは（一社）広島県果実生産出荷安定基金協会（JA広島果実連内）にお問い合わせください。
- * 果樹経営支援対策事業は、果樹産地構造改革計画が策定された産地に限り実施可能です。

| | |
|--------|-------------|
| 補助事業制度 | 果樹経営支援対策事業 |
| 問合せ先 | JA, JA広島果実連 |

6 農業経営の再開に向けて、専門家に相談したい

被災農業者が農業経営の再開に向けた中小企業診断士、税理士、社会保険労務士等の専門家による個別相談を受けることができます。

【事業概要】

| 支援の内容 | 対象者 | 費用 | 相談先 |
|---------------------|-------|----|---|
| ・専門家による経営再開に向けた個別相談 | 被災農業者 | 無料 | 農業経営者サポートセンター （（一財）広島県森林整備・ 農業振興財団） |

| | |
|--------|---------------------------|
| 補助事業制度 | 農業経営者サポート事業 |
| 問合せ先 | （一財）広島県森林整備・農業振興財団，県就農支援課 |

7 農業次世代人材投資資金を利用されている皆様へ

被災農業者等が農業次世代人材投資資金を受給されている場合、次のとおり対応します。

- 被災により農作業ができない場合、経営継続に向けた復旧作業について、研修実施日数や農業生産等の従事日数に加算することができます。

| 事業種別 | 加算可能な作業（加算できる日数） | 提出が必要な書類 |
|-------|--|----------|
| 準備型 | 指導員立会いの下で実施する研修先の復旧作業研修（復旧作業研修を行った日数） | 研修状況報告 |
| 経営開始型 | 自らの営農継続に向けた復旧作業に従事（復旧従事日数を農業生産等の従事日数として加算） | 就農状況報告 |

- 被災地に就農予定の準備型の受給者は、就農を遅らせることができます。

| 事業種別 | 通常就農開始時期 | 遅らせた場合の就農開始時期 | 提出が必要な書類 |
|------|----------------|----------------|----------|
| 準備型 | 研修終了後1年が経過するまで | 研修終了後2年が経過するまで | 就農遅延報告 |

- 上記1～2に必要な書類の提出先は次のとおりです。書類の準備や作成についても相談してください。

| 事業種別 | 書類の提出先 |
|-------|----------------------|
| 準備型 | 県就農支援課，県農林水産事務所（事業所） |
| 経営開始型 | 市町 |

| | |
|--------|-------------|
| 補助事業制度 | 農業次世代人材投資事業 |
| 問合せ先 | 市町，県就農支援課 |

8 農地中間管理事業を利用している借受者の皆様へ

被災農業者等が農地中間管理事業を利用して農地を借りている場合で、借受農地が被災し、収益が賃借料より少なくなった場合、賃借料を減額できます。

| 項目 | 減額単位 | 必要な書類 | 減額の相談先・申請先 |
|--------------|--------|--|-------------------------------------|
| 令和元年分の農地の賃借料 | 農地1筆ごと | <ul style="list-style-type: none"> • 賃借の減額申請書 • 被災状況等の根拠資料（市町等に提出した被災資料等の写しなど）など | 広島県農地中間管理機構 （（一財）広島県森林整備・農業振興財団） |

| | |
|--------|--|
| 補助事業制度 | — |
| 問合せ先 | 広島県農地中間管理機構，県就農支援課 （（一財）広島県森林整備・農業振興財団） |

申請等受付中の支援策の広島県問合せ窓口一覧

| 組織名 | 電話番号 | 関連支援策 |
|---------------------------------------|--------------|-------------|
| 本庁 | | |
| 農林水産局 農林水産総務課 | 082-513-3522 | |
| // 就農支援課 | 082-513-3531 | 6, 7, 8 |
| // 農業基盤課 | 082-513-3649 | |
| 西部農林水産事務所（広島市，大竹市，廿日市市，安芸高田市，安芸郡，山県郡） | | |
| 農村整備第一課 | 082-513-5431 | 1-①, 1-②, 2 |
| 西部農林水産事務所呉農林事業所（呉市，江田島市） | | |
| 農村整備課 | 0823-22-5400 | 1-①, 1-②, 2 |
| 西部農林水産事務所東広島農林事業所（竹原市，東広島市，豊田郡） | | |
| 農村整備課 | 082-422-6911 | 1-①, 1-②, 2 |
| 東部農林水産事務所（福山市，府中市，神石郡） | | |
| 農村整備課 | 084-921-1311 | 1-①, 1-②, 2 |
| 東部農林水産事務所尾道農林事業所（三原市，尾道市，世羅郡） | | |
| 農村整備課 | 0848-25-2011 | 1-①, 1-②, 2 |
| 北部農林水産事務所（三次市，庄原市） | | |
| 農村整備第一課 | 0824-72-2015 | 1-①, 1-②, 2 |

申請等受付中の支援策の関係団体問合せ窓口一覧

| 組織名 | 電話番号 | 関連支援策 |
|--------------------------------------|--------------|-------|
| JAグループ | | |
| JA広島市 | 082-831-5500 | 4, 5 |
| JA佐伯中央 | 0829-39-3232 | 4, 5 |
| JA安芸 | 082-822-0076 | 4, 5 |
| JA呉 | 0823-25-1200 | 4, 5 |
| JA広島中央 | 082-422-2166 | 4, 5 |
| JA芸南 | 0846-45-1240 | 4, 5 |
| JA広島ゆたか | 0823-66-2011 | 4, 5 |
| JA尾道市 | 0848-23-3322 | 4, 5 |
| JA三原 | 0848-63-3434 | 4, 5 |
| JA福山市 | 084-924-2211 | 4, 5 |
| JA広島北部 | 0826-42-1111 | 4, 5 |
| JA三次 | 0824-63-9913 | 4, 5 |
| JA庄原 | 0824-72-4271 | 4, 5 |
| JA広島果実連 | 0846-26-0011 | 4, 5 |
| その他の団体 | | |
| (一財) 広島県森林整備・農林振興財団 (広島県農地中間管理機構) | 082-541-5188 | 6, 8 |

(参考) 申請等受付を終了した復旧支援策一覧

平成30年7月豪雨にかかる次の復旧支援策は、申請受付等を終了しました。

| 目的 | 支援策名 |
|---|--|
| 農地やため池に堆積した土砂や流木を取り除きたい | 農地・農業用施設災害復旧事業 |
| 農地や農道、水路、ため池等を復旧したい | 農地・農業用施設災害復旧事業 |
| 農業用機械や施設、農作物の損失補償を受けたい | 農業共済 |
| 農業用ハウス、畜舎、果樹棚及び農業用機械等の修繕や再整備をしたい | 平成30年被災農業者向け経営体育成支援事業 |
| 被災を機に作物転換や規模拡大を図るために農業用ハウスや農業用機械等を導入したい | 平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業 |
| 営農再開に必要な農業資材を購入したい、農業用機械を借りたい | 平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業 |
| 共同利用施設等を復旧したい（農林水産業共同利用施設災害復旧事業） | 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 |
| 共同利用施設等を復旧したい（平成30年7月豪雨被災施設整備等対策（強い農業づくり交付金）） | 平成30年7月豪雨被災施設整備等対策（強い農業づくり交付金） |
| 共同利用施設等を復旧したい（平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業） | 平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業 |
| 災害により果樹栽培に余分な労力がかかる | 果樹経営支援対策事業 |
| 果樹園の防除作業を委託したい | 平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業 |
| 農業の経営の再建及び維持安定を図るため低利な資金を借りたい | 広島県農業制度資金（農業近代化資金、農業振興資金）、農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金 |
| 復旧するまで働きたい、あるいは従業員を確保したい方の技術習得のための研修実施を支援します | 被災者向け農の雇用事業、農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ） |
| 農地中間管理事業で借り受けている農地の賃借料の支払猶予ができます | — |
| 畜舎（酪農関係）の修繕や再整備をしたい | 酪農経営支援総合対策事業 |
| 畜舎（肉用牛関係）の修繕や再整備をしたい | 肉用牛経営安定対策補完事業 |
| 畜舎（養豚関係）の修繕や再整備をしたい | 養豚経営安定対策補完事業 |
| 死亡した家畜や廃用した家畜に代わる家畜導入を行いたい | （酪農）酪農経営支援総合対策事業 （肉用牛）肉用牛経営安定対策補完事業 （養豚）養豚経営安定対策補完事業 |

(参考) 申請等受付を終了した復旧支援策一覧

平成30年7月豪雨にかかる次の復旧支援策は、申請受付等を終了しました。

| 目的 | 支援策名 |
|----------------------------------|--|
| 牛マルキン、豚マルキンの特例措置（生産者負担金免除等）を受けたい | （肉用牛）肉用牛肥育経営安定特別対策事業 （養豚）養豚経営安定対策事業 |
| 自給飼料（飼料作物）の被害を軽減してほしい | 粗飼料確保緊急対策事業 |
| 被災による乳房炎を防止するため、搾乳機器の点検・補修等をしたい。 | 酪農経営支援総合対策事業 |